

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年7月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーハズイ水口店 甲賀市水口町曉4800-1
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
 - (1) 敷地から道路への出入口において、交通事故防止に必要な安全対策を講じられたい。
 - (2) 防犯上の観点から、駐車場等に防犯灯の設置を検討されたい。
 - (3) 必要に応じて環境法令に基づく届出等をされたい。
 - (4) 騒音・振動・悪臭・粉じん・濁水等が発生した場合、早急に対策を講じるとともに周辺住民への説明等、必要な対応をされたい。
 - (5) 廃棄物対策として可能な限り資源化に努め、焼却処理量を低減されたい。
 - (6) 新たに区画・形質の変更を伴う開発行為を行う範囲の実測面積の合計が1,000㎡以上となる場合、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく許可を取ること。
 - (7) 地区計画（森前地区計画）の届出をすること。
 - (8) 屋外広告物を新たに設置される場合、申請手続きをすること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
 - (2) 縦覧期間 平成30年7月20日から平成30年8月20日まで